

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答(1)

提案事項		異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁
提案の 具体的内容等		<p>【要望の具体的内容】 イスラム金融取引に該当する受与信取引等(金銭の貸付けと同視するイスラム債に関する売買・引き受け等を含む)のうち、(1)銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下、「銀行業務」と実質的に同視する取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引であり(※1)、かつ(2)銀行業務の規模に比して過大なものでなく(※2)、(3)銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すると認められる取引(※3)に関する、銀行本体における取扱いの許容。※1 経済的な実態として既存の受与信取引と同様であり、異種のリスクが混入しないよう当てられるものに限る。具体的には、例えば、最終的なキャッシュフローが受与信取引と同様の結果となる取引のうち、物品の価格変動リスクや搬送・損傷等に係るリスクを負わないスキームである場合など(物品の譲渡価格が一定であり、物品の搬送等が行われないか又は必要な保険が付保されている場合など)。※2 具体的には、例えば、当該取引類型全体の規模が通常受与信取引全体の規模を大きく下回る場合など。※3 具体的には、例えば、本件業務の遂行が通常銀行業務の一環として、もしくは通常銀行業務を遂行する機能(与信審査等)の一部を活用する等により行われる場合など。</p> <p>【要望理由】 イスラム金融を、一律に子会社・兄弟会社においてのみ取扱可能とした場合、本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合でも現地法人を設立することが必要となりかねず、経営資源の有効活用の観点から問題があるほか、子会社・兄弟会社形態の場合、子会社等単体での自己資本比率規制の制約を受けることとなるため、大規模な案件への参画が困難となる懸念も存在。イスラム金融については、ユニバーサルバンク制を採用している欧州系銀行に限らず、米国においても、銀行業務と同等の機能を有する業務という整理が行われており、銀行本体での取扱いが認められているところ。本邦の銀行についてその取扱いが認められない場合、上記の弊害から欧米の金融機関との競争において不利な立場に立つことを余儀なくされる結果、国際競争力の点でも大きな障害となる。現在、アジアや中東の金融市場は、本邦金融機関にとっても重要なマーケットとなっているが、当該地域において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している現状に鑑みれば、本邦金融機関のみが銀行本体でイスラム金融の取扱いができないことは、当該マーケットへの本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因となってしまうことが危惧される。イスラム金融全般ではなく、(1)銀行業務と実質的に同視する取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)であり、かつ(2)銀行業務の規模に比して過大なものでなく、(3)銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すると認められる取引を対象を限定して許容すれば、他業禁止規制の趣旨である(1)本業に専念することによる効率性の発揮、(2)利益相反取引の防止、(3)他業リスクの回避等から、逸脱することは無いものと考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成 20 年 12 月 12 日施行の銀行法改正により、銀行の子会社・兄弟会社のうち金融関連業務を専ら営む会社については、イスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」の取扱いが認められることとなった。一方で、銀行本体(海外支店を含む)におけるイスラム金融の取扱いは認められていない。</p>
提案主体		都銀懇話会
所管官庁		金融庁
所管省庁の 検討結果	制度の現状	いわゆるイスラム金融は、物品売買等の形式をとるものがあり、銀行は他業禁止の観点から取扱いは認められていません。ただし、銀行の子会社においては、取扱い可能となっています。
	措置の分類	検討
	該当法令等	銀行法第 10 条、第 11 条、第 12 条
	措置の概要 (対応策)	いわゆるイスラム金融は、平成 20 年 12 月に、売買やリース等、金銭の貸付けと異なる契約形態をとりながら、これと同視できる効果を生じさせるものの取扱いを銀行の子会社、兄弟会社に認めたところです。イスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体による取扱いについては、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から、慎重に検討していく必要があります。

提案事項		NEXI貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大
提案の 具体的内容等		<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①NEXIの貿易保険の利用者として、非居住者である「本邦企業系列の現地法人」についても被保険者として認めていただきたい。</p> <p>②NEXIの貿易保険の付保対象に、次の対外取引を追加いただきたい。・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引(例えば、オートローン債権等の債権プールの流動化等)・海外プロジェクトファイナンス等に付随する通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引について、スワップカウンターパーティ(借入人、事業会社、マーケットでのスワップハウス)のリスク</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本政府が推進するパッケージ型インフラ輸出など海外での大型プロジェクトを金融面からサポートするためには、多額の外貨流動性が必要となる。一般的に、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザーからのタリフに依存するため、収入と返済の通貨のミスマッチを回避する観点から、現地通貨による資金調達のニーズが強い。 ▶ 現地通貨建ローンの供与については、国によっては現地法人(外国金融機関)がオンショアで取組む必要があるが、現状、現地法人はNEXIの貿易保険を利用できないため、プロジェクト案件の組成が困難になる虞がある。 ▶ このような観点から、NEXIの貿易保険について、現地金融機関の利用も可能とすることによって、現地通貨建の資金供給と、それを通じた海外インフラプロジェクトの組成が円滑化することが期待される。(なお、欧州、韓国等、他国の貿易保険では、非居住者向けの保険引受が実施されている事例もある。) ▶ 加えて、NEXIの貿易保険の付保対象についても、現状、本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引、通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引は対象として認められていないが、これを対象に追加いただきたい。 ▶ 日本企業の海外進出が加速するなか、オートローンやリースなどの販売金融を現地で展開する企業において、運転資金の調達手段として、現地の保有債権を売却・流動化するニーズが高まっている。海外進出する日本企業にとっては、資金調達手段の多様化や、アセット圧縮による成長余地の拡大につながる。 ▶ 他方、海外インフラプロジェクトにおいては、通貨のミスマッチを回避するための通貨スワップや、キャッシュフローに係る金利上昇リスクを回避するための金利スワップに取組むこともある。しかし、エマージングマーケット等では、スワップを提供する金融機関がカウンターパーティ(取引の相手方)のクレジットリスクをとれないケースも多く、結果的に、プロジェクトファイナンスそのものが成り立たないケースもある。 ▶ スワップ取引を付保対象とすることにより、海外インフラプロジェクト向けファイナンス取り組みにあたっての主要リスクの一つである為替リスク解消が可能。海外インフラプロジェクトの向けファイナンス組成が活発化することが期待される。
提案主体		都銀懇話会
所管官庁		経済産業省
所管省庁の 検討結果	制度の現状	<p>① 海外プロジェクトに対する現地法人(外国金融機関等)による融資については、貿易保険の引受対象とはなっておりません。</p> <p>②本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取・流動化取引、スワップ取引については、貿易保険の引受対象とはなっておりません。</p>
	措置の分類	検討に着手
	該当法令等	貿易保険法第2条、第22条
	措置の概要 (対応策)	<p>① 現在、2014年通常国会に貿易保険法の一部を改正する法律案を提出する方向で検討を進めており、当該法律案において、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する外国金融機関等による融資についても貿易保険の引受対象とする方向で検討をしております。</p> <p>② ご提案にある運転資金調達のための流動化取引やスワップ取引について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 運転資金調達を円滑に行うための対応の必要性については御指摘のとおりであり、この点については、貿易保険法上の海外事業資金貸付保険によって運転資金調達の円滑化に資するものと考えます。また、現在検討中の貿易保険法の改正案において、長期資金のみならず、短期資金についても海外事業資金貸付保険の適用対象とする方向で検討しており、これにより、今後、短期の運転資金調達の円滑化にも資することになるものと考えられます。 ▶ また、海外インフラプロジェクト向けファイナンスに際しての為替リスクの解消を図ることが、海外向けインフラプロジェクトファイナンス組成の活性化に資することも御指摘のとおりであり、この点については、①に記載したとおり、現在検討中の貿易保険法の改正案において、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する外国金融機関等による融資についても貿易保険の引受対象とすることで、当該外国金融機関等からの現地通貨建て融資の促進に資するものと考えられます。 ▶ なお、債権流動化については、貿易保険が既に付されている債権についてはリスクが軽減されていることから、信託制度を活用して当該債権を流動化させるなど、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)においても債権流動化の促進に向けた取組を行っております。